

地方的産業別組合確立に關する件

A 地區的組合の地方的組合への統一

(イ)現在我が總評議會に加盟してゐる組合は、多くは、一地区——例へば、大阪とか神戸とか名古屋とか等々の如き——を單位とした産業別組合か、もしくは職業別乃至合同型の労働組合である。

(ロ)それらを整理統一して、地方的——例へば關西、中部、關東、等々の如き——産業別組合を樹立することは、我々に課せられたる當面の急務である。先づ、地方的産業別組合を確立することなしに、強力な全國的産業別組合一組合を樹立することは出來ない。

(ハ)勿論、産別統一を斷行するためには、多くの難關に遂着することを覺悟しなければならない。人員の配置の問題にしても、財政の問題にても、合同組合の分會整理の問題にしても、決して容易の問題ではない。だが、さうした問題は、產別整理統一の場合には、いつも必ずつきまとふ

問題であるから、それを突破することなくしては、産別統一などは机上の空論に終る。この問題の成否は、各組合の指導者が、各々組合意識を脱却し、全體的な立場から、この階級的任務遂行のために協力一致し得るか否かの一点にかゝつてゐる。

(ニ)現在の各地方評議會の勢力を以てしては、各地方に、各産業に亘る十三乃至十四の産業別組合を即時確立することは不可能である。したがつて、各地方評議會は、可能な範圍内に於て四つでも五つでも地方的産業別組合を確立する方針を取るべきである(但し、今後、各地方評議會が全力を擧げて「一産業一組合」の實現を計るべきであることは言ふまでもない)。

(ホ)地方的産業別組合確立のためには、當面、左の方針が取られなければならない。

A、同一地方に、同一産業に屬する二つ以上の産業別組合がある場合は、即時合同すること(例へば、大阪

金属と神戸金属の如き場合)

B 地方的産業別組合の組織

D、同一地方に只一つの産業別組合があり、それが地區単位の組合である場合は、それを直ちに、地方單位の組合に改組し、他の地區に支部準備會を確立するやうな方針を取ること(例へば、神戸出版の如き場合は、それを關西出版に改め、その支部準備會を大阪に持つようにしてこと)

C、職業別組合は、直ちに産業別組合へ合流せしめること。もしくは産業別組合に改組すること。

D、合同労働組合は、當該地方に未だ産業別組合の樹立されてゐない産業の労働者を組織する方針を取り、從來の組合員は、地方的産業別組合の樹立と共に、産業別に整理すること。

(ハ)以上の方針によつて地方的産業別組合が樹立されたならば、同地方に於ける未組織労働者の組織化は、嚴重に産業別の線に沿ふること(例へば、關西地方に於ける金属労働者はすべて關西金属へ、同じく出版労働者は關西出版へ、といふ具合に)。

(ト)いま、地方的産業別組合の出来上つた場合の地方評議會の構成を示せば、左の通りである。(附圖参照)

(チ)地方的産業別組合の支部は、大體、大地區單位(たとへば大阪、兵庫、京都、等々府縣單位)に持つのが一番都合よさそうである。但し、ブルの決めた行政區劃に嚴密に依る必要はない。例へば、關東で言へば、神奈川縣を支部の單位にするよりか、浦田、川崎、鶴見、を一括して、京濱支部を作る方が、明らかにいゝが、そうした場合は他の地方に於てもあると思ふ。

(リ)支部の下には、小地區單位に、地區委員會を置く、但しこの地區委員會は、支部の方針を各分會へ最もよく浸透せざるための支部の補助機關であるから、委員は支部執行委員會が適當な人々を任命する。無論、工場で働いてゐる人で差しつかへないが、各地區委員會に一人位は、専屬の常任地區オルガが配置されなければならぬ。

(ヌ)地區協議會は、各産業別組合の地區委員會の協議機關であり、大地區協議會は各産業別組合の支部の協議機關であ